

「日向市中小企業特別融資制度」 及び 「日向市小規模企業特別融資制度」のご案内

★ 融資限度額最高 1,000万円

★ 融資期間 120ヶ月以内（据置期間3ヶ月以内）

この制度は、日向市と日向市内の金融機関が一定の資金を出し合い、金融機関が、市の定める融資条件で宮崎県信用保証協会の保証を付けて、日向市内の中小企業者及び小規模企業者のみなさまに融資するものです。

市内の事業所が本融資を利用することで、地域の生産・販売活動、雇用を促進し、地域の産業振興ならびに活性化が期待できます。

【融資制度の概要】

令和7年4月1日現在

名 称	中小企業特別融資制度	小規模企業特別融資制度
対象事業者	①中小企業者 (中小企業信用保険法第2条第1項に規定する事業者)	①小規模企業者 (中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する事業者)
	②個人の場合：日向市民であること 法人の場合：本社もしくは支社・支店（※）が日向市内にあること ※支社・支店を日向市に登録をしていることが条件となります。	
	③市税を完納している方（市税完納証明書が必要です。）	
資金使途	事業の運転資金 または 設備資金 ※別途条件があります	
融資限度額	1企業者1,000万円以内	
	日向市小規模企業特別融資制度と合わせて1,000万円以内	既存の宮崎県信用保証協会の保証付き貸付残高との合計が2,000万円以内で、日向市中小企業特別融資制度と合わせて1,000万円以内
融資期間	120ヶ月以内（3ヶ月据置期間あり）	
融資利率	年2.00% (特例として年1.80%になる場合があります。)	年1.80%
保証料	年0.45%～1.90% (市が全額補助。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による上乗せ部分は対象外。)	年0.50%～2.20% (市が全額補助。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による上乗せ部分は対象外。)
担保	必要に応じて要	
保証人	法人の場合は代表者のみ、個人の場合は原則不要	

※ なお、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

◆利用できない業種：農林水産業、風俗営業飲食店、金融・保険業、娯楽業、保健衛生、教育、社会保険・社会福祉、学術研究機関、公務等

【お問い合わせ先】

市内取扱金融機関の窓口：宮崎銀行・宮崎太陽銀行・鹿児島銀行・高鍋信用金庫
日向市役所商工港湾課 ☎ 66-1025